

**(仮称)港区立元麻布保育園整備計画策定支援業務
に係るプロポーザル公募要項**

平成28年8月

港区 子ども家庭支援部

1 本業務及びプロポーザル方式実施の趣旨

港区では、近年の保育需要の拡大に伴い、これまでに区立認可保育園の新設や改修・改築、区独自の港区保育室施設の設置、私立認可保育園の誘致等により保育定員の拡大に努めてきましたが、いまだ待機児童解消には至っていません。

引き続き待機児童解消に向け、保育定員の更なる拡大を図るため、元麻布二丁目に（仮称）港区立元麻布保育園を整備する予定です。

施設の整備に際し、敷地条件の検討、環境測定、導入する保育機能の検討、施設のゾーニング、規模等を調整するとともに、整備方法、設計と条件の整理、施設イメージ等を調整し、関係者の意見を考慮しつつ周辺のまちづくりと調和のある整備計画を策定するため、整備計画策定支援事業者をプロポーザル方式により選考します。

2 業務概要

(1) 業務名 (仮称)港区立元麻布保育園整備計画策定支援業務委託

(2) 業務内容 整備計画の策定支援(別紙「仕様書」参照)

(3) 履行期限 契約締結日から平成29年2月28日(火)

(4) 事業規模 9,720,000円程度(税込)

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。

(事業規模の金額を超える見積書は受付できません。)

3 施設概要

(1) 敷地条件

① 所在・地番 港区元麻布二丁目322番1

② 地目 宅地

③ 地積 2644.27㎡

④ 用途地域等 第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率300%)、準防火地域、第二種高度地区、日影規制3h-2h

⑤ 現況 建物あり(退去済み)

⑥ 従前の用途 法務省元麻布第一職員宿舎、第二職員宿舎

(2) 施設整備の方向性

区立認可保育園を整備します。

開設日 平成32年4月1日(予定)

定員 200人(0歳25人、1歳~5歳各35人)程度

保育機能 区立保育園ならではの幅広いサービスを提供します。

(例) 休日保育、一時保育、障害児保育、医療的ケアが必要な児童の保育など

園庭 敷地の南側に配置(近隣の私立認可保育園等への貸し出しをします。)

その他 ・近隣の環境や景観に配慮した施設とします。

・高低差のある敷地ですが、開発行為に該当しないよう整備します。

・既存の樹木は、原則として敷地内で保存します。

4 プロポーザル参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下の要件を満たすこととします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 法人格を有する事業者又は団体等（以下「事業者」という。）であること。

なお、区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区外事業者のみでの参加も可能ですが、参加申請する場合は、区内事業者の優遇の観点から、区内事業者及び区内事業者との共同参加者を評価点で優遇します。

- ① 区内事業者として扱う事業者は以下のとおりです。

一次審査における評価合計点の5%（※）を評価合計点に加点します。

- (ア) 登記簿上、区内に本店を置く事業者

（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）

- (イ) 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める事業者

- ② 区外事業者の参加は、以下のとおりとします。

- (ア) 区内事業者との共同（複数事業者による共同事業体の結成）

区内事業者と同等に扱い、一次審査における評価合計点の5%（※）を評価合計点に加点します。

- (イ) 区外事業者のみ

上記（2）①及び②（ア）以外の事業者

※小数点以下切上げとします。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 過去10年間（平成18年7月以降）に児童福祉法に基づく施設（保育所等）の基本構想、基本計画、基本設計、実施設計などの実績を有すること。
- (8) 開発許可についての設計実績を有すること。
- (9) 保育所の設計業務の経験を有するものを主たる担当者に配置できること。

5 事業候補者決定までの日程（予定）

| 月 日 | 時 間 | 事 項 |
|---------------------------------|-----------|--|
| 平成28年8月26日（金） | — | 公募要項の発表 |
| 平成28年9月1日（木）～ 平成28年9月2日（金） | 午前9時～午後5時 | 質問書の受付 |
| 平成28年9月7日（水） | 午後5時 | 質問に対する回答公表 |
| 平成28年9月28日（水）～ 平成28年9月29日（木） | 午前9時～午後5時 | 応募申込・提案書受付 |
| 平成28年10月上旬 | — | 第一次審査（書類審査） 第一次審査通過事業者通知発送 |
| 平成28年10月中旬 | — | 第二次審査 プレゼンテーション、ヒアリング 事業候補者の決定（内示） 選考結果発送 |

6 質問の受付及び回答

（1）質問の方法

別紙1「質問書」に質問の要旨を簡潔にまとめて、子ども家庭課保育・児童施設計画担当まで持参またはFAXで提出してください。FAXで提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず電話にて連絡を入れてください。

（2）受付期間

平成28年9月1日（木）～9月2日（金） 午前9時から午後5時

※ 土・日・祝日を除く。また、正午から午後1時の時間帯を除く。

（3）回答の方法

平成28年9月7日（水）午後5時を目途に、すべての質疑に対する回答書をFAXで回答するとともに、子ども家庭課窓口でも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項の同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては回答しないことがあります。

7 応募の手続き

（1）提出書類

応募する事業者は、Ⅰ応募申込書類、Ⅱ提案書を提出してください。

提出書類はA4版タテで作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く）し、1つのバインダーに左綴じにしてください。バインダーの表紙と背表紙には「（仮称）港区立元麻布保育園整備計画策定支援業務応募申込書類一式」と記入してください。

バインダーの中には、Ⅰ応募申込書類、Ⅱ提案書の大見出しを付けるとともに、見出し毎に通し番号のページと、提出書類の目次を付してください。

I 応募申込書類（1～6）

| 提出書類 | 記入上の注意 |
|-------------|--|
| 1 応募申込書 | 所定の様式 ＜第1号様式＞ |
| 2 定款又は寄付行為 | 最新のもの |
| 3 法人登記事項証明書 | 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの |
| 4 印鑑証明書 | 応募申込み日前3ヶ月以内に発行されたもの |
| 5 決算書等 | (1) 直近3年間の決算書類 以下の様式自由 (2) 納税証明書（直近1年以内） 事業年度の法人税（その1）、法人事業税、消費税（その1） (3) 直近3年間の確定申告書の写し 別表一（一）、別表二、別表四、別表五（一）（二） |
| 6 事業者概要 | 以下の様式自由 (1) 事業者の概要（パンフレットでも可） (2) 事業経歴・実績 (3) 事業者の基本的事項 ・代表者の履歴書 ・役員の構成・氏名、社員の構成（正・契約・パート） |
| | ※港区競争入札参加資格登録業者は、2、3、4、5の提出は不要です。 |

II 提案書（1～5）

| 提出書類 | 内容 |
|---------------------|---|
| 提案書 | 所定の様式 ＜第2号様式＞ |
| 1 類似業務の実績 | 以下の様式自由 (1) 過去10年間（平成18年7月以降）に実施した児童福祉法に基づく施設（保育所等）の基本構想、基本計画、基本設計、実施設計などに関する資料 ①施設名称、施設種類、所在地 ②施設概要 ③保育サービス（保育定員、障害児保育など） (2) 開発許可についての設計実績に関する資料 ①施設名称、施設種類、所在地 ②施設概要 ※実績が多数ある場合は、特に参考施設として推奨する施設を直近のものから3件以内であげ、それ以外の施設については一覧表（施設名称、施設種類、所在地）を提出してください。 |
| 2 業務実施にあたっての基本的な考え方 | (1) 本業務の実施にあたっての基本的な考え方 |
| 3 課題 | (1) 施設利用者の安全・安心を確保するための提案 (2) 周辺環境との調和や環境に配慮する提案 (3) 保育需要の変化に柔軟に対応するための提案 (4) 区立保育園ならではの幅広いサービス（障害児保育、医療的ケアが必要な児童の保育）を実施するための提案 |

| | |
|--------|--|
| 4 受託体制 | (1)職員配置体制 ※役割、氏名、資格、実務経験年数、業務実績、現に従事している主要な業務 |
| 5 見積書 | (1)見積書 |

(2) 提出部数

■提出部数－9部

- <内訳>・1部は正本とし、表紙に事業者名を記入してください。
 ・8部(副本、コピー可)については、表紙に事業者名を記入しないでください。また、事業者名及び事業者を特定する事項の記入は絶対にしないでください。

※上記ほか、電子媒体(CD-R)に正本及び副本を入力したものを1部提出してください。

(3) 提出書類の受付方法等

①受付方法 持参

必ず事前に子ども家庭課保育・児童施設計画担当に電話予約の上、来所してください。

②受付期間

平成28年9月28日(水)～9月29日(木) 午前9時から午後5時

(4) 応募に関する留意点

①区職員等との接触について

この要項の配付日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する(質疑を含む)接触はできません。

やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合は失格となる場合がありますので、ご注意ください。

②著作権

応募申込書類及び運営提案書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、区は事業予定者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び運営提案書の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

③提出書類の扱い

区に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

④重複提案について

応募団体につき、提案書は1つとします。

⑤応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、辞退届を提出してください。ただし、第一次審査の通過以降は、辞退することはできません。

⑥応募費用

応募や選考後の協議に対しての参加報酬・交通費等に係る経費は応募者の負担とします。

⑦区が提供した資料の取扱い(委託内容、平面図等)

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

⑧追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

8 事業候補者の決定方法

事業候補者は、「(仮称)港区立元麻布保育園整備計画策定支援業務委託事業候補者選考委員会」の審査に基づき決定します。

- (1) 第一次審査は、書類審査によるものとします。第二次審査に進める事業候補者を決定します。
- (2) 第二次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- (3) 最終的な事業候補者は、第一次審査、第二次審査の総合評価で決定します。その他詳細については適時お知らせします。
- (4) 審査の結果は、第一次審査については応募者全員に、第二次審査については審査対象者（第一次審査通過者）全員に文書で通知します。

9 契約関係

- (1) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容、契約条件等について協議します。
- (2) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、締結しようとする契約ごとに港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。
また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って履行期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。
- (3) 業務の詳細については、事業開始前に区と事業候補者で協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、区と事業者は定期的に協議を行います。

10 提案内容の公表

- (1) プロポーザル方式による選考過程の情報については、選考終了後に港区ホームページで公表します。なお、事業者名については選定事業者名のみ公表します。

11 提出先・問い合わせ

港区 子ども家庭支援部 子ども家庭課 保育・児童施設計画担当
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所2階
電話 03-3578-2111 内線2466
FAX 03-3578-2384